

申請日は空欄で持参してください。

新規

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書とおりに記入してください。

個人の場合は住民票どおりに記入してください。

※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。

例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

燃え殻、※1汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、※2ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（以上20種類）

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び自動車等破砕物であるものを含む。積替え保管は行わない。

- ・※1…限定条件はないか。例：無機性汚泥に限るなど。
- ・※2…ひとつのものとまとめて記載のこと。
- ・ — の3種を含む場合のみ、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載すること。
- ・石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載すること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載すること。
- ・積替え保管の有無について記載すること。

事務所及び事業場の所在地

契約事務を行う事務所を記載してください。※『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に（ ）書きしてください。注意事項3（1）参照

事務所

電話番号12-3456-7890

岩手県盛岡市内丸10番地1

（岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90）

事業場

電話番号12-3456-0789

岩手県花巻市花城町1番41

事業の用に供する施設の種類及び数量

「地割」、「番地」、「号」等は省略しないこと。

1. 車両 ダンプ（2台）、キャブオーバ（2台）、脱着装置付コンテナ専用車（2台）
2. 容器 フレコンバック（100枚）、ドラム缶（10個）、ポリエチレン缶（5個）、ペール缶（10個）、プラスチック容器（10個）

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

《積替え保管を行わない場合》
積替え保管は行わない。

《積替え保管を行う場合》

所在地：岩手県釜石市新町6番50

面積：20㎡

種類：木くず、がれき類

上限：40㎡

高さ：2m

備考：屋外保管

収集運搬の場合は駐車場で記載してください。土地の登記事項証明書のおり『地番』のみで記載してください。

岩手県（盛岡市を除く。）に積替え又は保管を行う場合には、所在地等記載すること。行わない場合はその旨記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県		00300000001 00316000001 00326000001	
	宮城県		平成29年9月1日(申請中)	
	他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。			
申請者(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	生	住所		
申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。		住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。		
(法人である場合)	ふりがなを忘れずに。	住所		
(ふりがな)名称	称	住所		
いわてけんかぶしきがいはや 岩手県株式会社	岩手県盛岡市内丸10番地1	法人登記事項証明書どおり記載してください。		
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所		
(法人である場合)				
(ふりがな)名称	住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)			
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称		
・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。 ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)				
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所		
いわて 一郎 岩手	S20. 2. 2	岩手県盛岡市内丸10番1号		
もりおか 次郎 盛岡	S30. 3. 3	岩手県盛岡市内丸10番1号		
きたかみ うめこ 北上 梅子	S50. 5. 5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番		
はなまき さくら 花巻	S40. 4. 4	岩手県花巻市花城町1番地		
きん ごろう 金 五郎	S30. 7. 7	韓国		
くじ ごろう (久慈 五郎)	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号		
役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。				

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1,000 株		出 資 の 額	10,000 千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
いわて いちろう 岩手 一郎	S 2 0 . 2 . 2	5 0 0 株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		5 0 %	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわてけん 岩手県 かぶしがいいしや 株式 会社		5 0 0 株		
		5 0 %	岩手県盛岡市内丸10番地1	
住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、 氏名、本籍及び住所を記入してください。 (内丸10-1のように省略しないこと)				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
いわて しろう 岩手 四郎	S . 2 0 . 6 . 6	岩手県北上市水沢大手町5番地4	
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4	
法人登記事項証明書に 支配人の登記があった場 合、政令使用人として記載 すること。なお、役員を兼 務している場合は、申請書 第2面の役員に記載する こと。		使用人に該当する方は、 ・本店又は支店の代表者 ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。 使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴って生じた廃棄物をそれぞれの排出事業場において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業者の指定する処理場または、集積場所に搬入する。

なお、適正な処理のために委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業者の許可状況の確認等を行う。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm³/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	燃え殻	1 t/月	粉状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
2	汚泥	6 m³/月	泥状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
3	廃油	3 t/月	液状	イワテ石油(株) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
4	廃酸	3 t/月	液状	岩手味噌(株) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
5	廃アルカリ	3 t/月	液状	(株)イワテ写真館 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
6	廃プラスチック類	5 t/月	固形状	(株)岩手プラスチック 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
7	<u>紙くず</u>	5 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生	なし	同上
8	<u>木くず</u>	10 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生	なし	同上

備考 取り扱い

排出元等が限定される廃棄物（下線が引かれた廃棄物）については、**必ず発生工程を記載**してください。

本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

※1…

- ①建設現場等から発生する場合は、（県内各工事現場）と記載すること。
- ②予定排出事業場が岩手県外の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

※2…

- ①実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。
所在地は番地、地割等まで記載すること。
- ②運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。

性状は、「固形状」、「泥状」、「液状」、「粉状」等の区分を記載すること。

岩手県内（盛岡市を除く。）で積替え又は保管を行う場合は記載すること。

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm³/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
9	<u>繊維くず</u>	3 m³/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
10	<u>動植物性残さ</u>	6 m³/月	固形状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 食料品製造工程から発生	なし	同上
11	<u>動物系固形不要物</u>	6 m³/月	固形状	(株)岩手食鳥 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 食鳥処理工程から発生	なし	同上
12	<u>ゴムくず</u>	1 m³/月	固形状	岩手ゴム(有) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
13	<u>金属くず</u>	3 m³/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)	なし	同上
14	<u>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</u>	8 m³/月	固形状	同上 (岩手県内各工事現場)	なし	(株)イワテ建設 宮古営業所 岩手県宮古市五月町 1-20
15	<u>鋳さい</u>	2 m³/月	固形状	(株)イワテ鋳造 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
17	<u>がれき類</u>	1 2 m³/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
18	<u>動物のふん尿</u>	5 m³/月	泥状	岩手酪農(株) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 畜産農場から発生	なし	同上

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

排出元等が限定される廃棄物（下線が引かれた廃棄物）については、必ず発生工程を記載してください。

事業計画の概要

…排出元等が限定される産業廃棄物

- ・紙くず 建設業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
- ・木くず 建設業、木材・木製品製造業（家具製造業含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業
貨物の流通のために使用したパレット、物品賃貸業
- ・繊維くず 建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）、
- ・動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業の原料として使用した固形状のもの
- ・動物系固形不要物 と畜場でとさつ・解体、食鳥処理場で食鳥処理のもの
- ・動物のふん尿 畜産農場
- ・動物の死体 畜産農場
- ・ばいじん ・大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設
・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設
・産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
19	<u>動物の死体</u>	3 t/月	固形状	手町 5-5 畜産農場から発生	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
20	<u>ばいじん</u>	5 m ³ /月	粉状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5 産業廃棄物の焼却施設の集じん施設から発生	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
21	産業廃棄物を処分するために処理したもの	5 m ³ /月	固形状	(株)岩手化製 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
22	自動車等破砕物	5 m ³ /月	固形状	(株)岩手破砕 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
23	石綿含有産業廃棄物	5 m ³ /月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)	なし	同上

備考 取り扱う

石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合には「石綿含有産業廃棄物」について、個別に記載すること。

に記載すること。

自動車等破砕物を収集運搬する場合には「自動車等破砕物」について、個別に記載すること。

事業計画の概要

水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・水銀電池
- ・蛍光灯

水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収能力を有する処分業者への運搬を行う。

対象物によっては、水銀回収義務がかかる場合がありますので、適正な処分業者に運搬する旨を記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物については、許可品目との整合性を確認する必要がありますので、水銀使用製品産業廃棄物の製品を具体的に記載願います（対象製品は環境省パンフレット等参照）。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

<更新許可申請において水銀廃棄物を含む場合>

従来からの取扱いに係る主な排出事業場及び予定運搬先を記載願います。

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
24	水銀使用製品産業廃棄物	1t/月	固形状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5
25	水銀含有ばいじん等	1m ³ /月	泥状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5

水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には「水銀使用製品産業廃棄物」について、個別に記載すること。

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合には「水銀含有ばいじん等」について、個別に記載すること。

積替え保管施設がある場合、当該施設の所在地等を記載願います。
積替え保管施設について、水銀廃棄物の取扱いに係る変更等を行う場合には、事前協議が必要となる場合がありますので、担当までご相談ください。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者または使用者	備 考
1	ダンプ	岩手001 あ 11-11	10000 kg	岩手県株式会社	
2	ダンプ	宮城001 い 22-22	10000 kg	〃	
3	キャブオーバ	岩手001 う 33-33	4000 kg	〃	
4	キャブオーバ	岩手001 え 44-44	2000 kg	〃	
5	バン	盛岡001 え 55-55	2000 kg	岩手市株式会社	賃貸契約書あり
6	脱着装置付コンテナ専用車	岩手110 お 66-66	3000 kg		
7					
8					
9					
10					

使用権原を有する者を記載してください。

自動車検査証の「最大積載量」を記載してください。

自動車検査証の「車体の形状」を記載してください。

庸車（車検証上、申請者の使用権限が確認できない）の場合、使用権原を証する契約書の有無等について記載の上、当該書類の写しを提出してください。

事務所の所在地

申請書第1面に記載のとおり

駐車場の所在地

申請書第1面に記載のとおり

※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設概要

申請書第1面の「事業の用に供する施設の種類及び数量」の「容器」の内容と統一して記載してください。

運搬容器等の名称	用途		
フレコンバック	燃え殻、ばいじん、石綿含有産業廃棄物	〇〇m ³	100枚
ドラム缶	汚泥、廃油、産業廃棄物を処分するために処理したもの、水銀含有ばいじん等	〇〇m ³	10個
ポリエチレン缶	廃酸、廃アルカリ	〇〇m ³	5個
ペール缶	廃油	〇〇m ³	10個
プラスチック容器	動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	〇〇m ³	10個

(日本産業規格 A列4番)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地：岩手県釜石市新町6番50

面積：20m²

種類：木くず、がれき類

上限：40m³

高さ：2m

備考：屋外保管

- ・申請書第1面の記載と整合させること。
- ・積替保管を行わない場合は「**該当なし**」と記載。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

許可品目ごとに、運搬車両の名称を記載してください。

・車両毎の用途

収集運搬車両 6 台を使用し、それぞれの産業廃棄物を運搬する。

ダンプでは、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さいを運搬する。

キャブオーバでは、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずを運搬する。

脱着装置付コンテナ専用車では、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物を運搬する。

ただし、容器に収納しないものについては 1 台の車両につき 1 種類の産業廃棄物を運搬するものとし、1 台の車両で複数の種類の産業廃棄物を運搬する場合は、容器に収納する等の混和防止策を講ずる。

・業務を行う時間、休業日

原則午前 8 時から午後 5 時までの業務とする。

休業日は年末年始、盆期間、土曜日、日曜日及び祝祭日とする。

収集運搬業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載してください。

従業員数内訳

日付の記載を忘れずに記載してください。

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	1 人	1 人	人	6 人	8（内1名 運転手兼任） 人	1 人	19 人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は、申請書第2面にも記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

申請する産業廃棄物の種類ごとにどのような措置を講ずるか具体的に記載してください。

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ ダンプ及びキャブオーバでの運搬に際しては、容器をロープで固定し、荷台にシートをかぶせることにより落下等を防止する。
- ・ 容器等の運搬施設に劣化、破損等がないことを使用前に確認する。
- ・ 1台の車両で複数の廃棄物を運搬する場合、運搬容器に入れ、混和を防止する。
- ・ それぞれの廃棄物の性状に応じ、以下のとおり適切な措置をする。

種類	措置
燃え殻、ばいじん	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
汚泥	水分量の多いものに関してはドラム缶に入れることにより流出を防止する。
廃油	ドラム缶又はペール缶に入れ、蓋をする。
廃酸、廃アルカリ	ポリエチレン製の容器に入れ、蓋をする。
動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	分離液のあるものについてはプラスチック製の容器に収納する。
産業廃棄物を処分するために処理したもの	ドラム缶に入れ、飛散を防止する。
石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
水銀使用製品産業廃棄物	破砕することのないように、また、他の物と混合しないように区分する。
水銀含有ばんじん等	ドラム缶に入れ、飛散流出を防止する。
その他の産業廃棄物	特性に応じてシートがけを行うことにより、飛散流出防止を図る。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

《積替え保管がある場合》

積替え後の運搬先が定められている産業廃棄物を、適切に保管できる量を超え、又は性状に変化が生じないうちに搬出する。

《積替え保管がない場合》

積替え保管を行わない。

(3) その他

岩手県内に県外において発生した産業廃棄物を搬入、または、岩手県内の産業廃棄物を県外に搬出する場合の必要手続きについて記載してください。

県外において発生した産業廃棄物を岩手県内の処分場に運搬する際には、排出事業者と岩手県の間で事前協議の終了後、搬入する。

また、岩手県内の産業廃棄物を搬出する場合は、搬出先を管轄する自治体において事前協議等条例で定められている手続きが必要か確認し、必要な場合は事前協議終了後に搬出する。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号		岩手001 あ 1111	
前 面 写 真	注意事項 ・ 車両の前面(真正面) を撮影すること。 ・ ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	注意事項 ・ 車両の側面(真横) を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること。 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名(事業者名)」、「許可番号下6桁」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付 すること。		
		撮 影	年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用 途	木くず、がれき類、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器く ず、石綿含有産業廃棄物
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称		用 途	がれき類
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮 影	年 月 日

(第8面)

※事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

※…この様式にはこれから収集運搬を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。

すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		10000
土地	事務所	3000
収集運搬車両	積保施設	2000
		5000
調 達 方 法	自 己 資 金	5000
	借 入 金	5000
	(借入先名)	岩手県庁銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。

$$3000 + 2000 + 5000 = 10000$$

・「調達方法の合計」＝「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。

・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

(第9面)は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する(預貯金残高証明書の日付等)
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用) 令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	岩手県庁銀行 (普通預金)		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		資産の合計金額を記載してください。	
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

(日本産業規格 A列4番)

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住 所 岩手県盛岡市内丸 10 番地 1

氏 名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

産業廃棄物収集運搬業更新申請書の添付書類の省略について

産業廃棄物収集運搬業の更新申請において、事業計画について変更はありません。

申請日を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者氏名

岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

【注意】

更新時、従前から取扱いのある水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、取扱うことができる旨を許可証に新たに記載する場合、事業計画に関する書類の省略はできません。

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物収集運搬業（新規） 81,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物収集運搬業（更新） 73,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

申請日は空欄で持参してください。

変更

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。
 個人の場合は住民票どおりに記入してください。
 ※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
 例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

直近の許可年月日を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成29年4月1日 第00300123456号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うか）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。 積替え保管あり。 所在地：岩手県釜石市新町6番50 面積：20㎡、種類：廃プラスチック類、上限：40㎡、高さ：2m 備考：屋外保管
現在取得している許可品目のみ記載してください。	
変更の内容	燃え殻、汚泥、廃油、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含むの追加
変更理由	業務の拡大を図るため。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）	該当なし
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	該当なし
※事務処理欄	

新たに追加する品目のみ記載してください。

・新たに追加する品目の運搬に必要な容器を追加する場合は、記載してください（車両は別途変更届）。
 例）水銀使用製品産業廃棄物運搬容器
 ・積替え保管場所に係る変更がある場合にも記載してください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県	00300000001 00316000001 00326000001	
	宮城県	平成29年9月1日(申請中)	
		他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。	
申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生	申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。	住所
(法人である場合)		ふりがなを忘れずに。	住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。
(ふりがな)名称			
いわてけん 岩手県株式会社		岩手県盛岡市内丸10番地1	法人登記事項証明書どおり記載してください。
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)	
		・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。	
		・ふりがなも忘れずに記入してください。	
		・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住	所
いわて いちろう 岩手 一郎	S20.2.2	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	代表取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号	
もりおか じろう 盛岡 次郎	S30.3.3	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号	
きたかみ うめこ 北上 梅子	S50.5.5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番	
	監査役	岩手県北上市芳町2番8号	
はなまき さくら 花巻 さくら	S40.4.4	岩手県花巻市花城町1番地	
	執行役(仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
きん ごろう 金 五郎 (久慈 五郎)	S30.7.7	韓国	
	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号	
役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。			

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	1,000 株		出 資 の 額	10,000 千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
いわて 一 郎 岩手 一郎	S 2 0 . 2 . 2	5 0 0 株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		5 0 %	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわてけんおがしきがいしゃ 岩手県株式会社		5 0 0 株		
		5 0 %	岩手県盛岡市内丸10番地1	

住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、
氏名、本籍及び住所を記入してください。
(内丸10-1のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
いわて しろう 岩手 四郎	S. 2 0 . 6 . 6	岩手県北上市水沢大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4

法人登記事項証明書に
支配人の登記があった場
合、政令使用人として記載
すること。なお、役員を兼
務している場合は、申請書
第2面の役員に記載する
こと。

使用人に該当する方は、
・本店又は支店の代表者
・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契
約権限を有する者。
使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、
事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄
物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

今回、業務の拡大を図るため、燃え殻、廃油、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物の追加に関する申請を行うものです。事業活動に伴って生じた廃棄物をそれぞれの排出事業場において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業者の指定する処理場または、集積場所に搬入する。

なお、適正な処理のために委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業者の許可状況の確認等を行う。

排出元等が限定される廃棄物については、必ず発生工程を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	燃え殻	1 t/月	粉状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
2	汚泥	6 m ³ /月	泥状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
3	廃油	3 t/月	液状	イワテ石油(株) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
4	木くず	1.0 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生	なし	同上
5	繊維くず	3 t/月	固形状	同上	なし	同上
6	がれき類	1.2 t/月	固形状	同上	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
7	石綿含有産業廃棄物	3 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1

今回追加する品目のみ記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物 石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合には「石綿含有産業廃棄物」について、個別に記載すること。23

事業計画の概要

水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・水銀電池

水銀使用製品産業廃棄物については、一部特殊な記載になります（新規申請の記載例参照）

水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収能力を有する処分業者への運搬を行う。

※1…

- ①建設現場等から発生する場合は、（県内各工事現場）と記載すること。
- ②予定排出事業場が岩手県外の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

性状は、「固形状」、「泥状」、「液状」、「粉状」等の区分を記載すること。

岩手県内（盛岡市を除く。）で積替え又は保管を行う場合は記載すること。

※2…

- ①実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。
所在地は番地、地割等まで記載すること。
- ②運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t / 月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	水銀使用製品 産業廃棄物	1m ³ /月	固形状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
2	水銀含有ばいじん等	1m ³ /月	固形状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
3	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合には個別に記載すること。					
4	今回追加する品目のみ記載すること。					
5	排出元等が限定される産業廃棄物 ・紙くず 建設業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 ・木くず 建設業、木材・木製品製造業（家具製造業含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、貨物の流通のために使用したパレット、物品賃貸業 ・繊維くず 建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。) ・動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業の原料として使用した固形状のもの ・動物系固形不要物 と畜場でとさつ・解体、食鳥処理場で食鳥処理のもの ・動物のふん尿 畜産農場 ・動物の死体 畜産農場 ・ばいじん ・大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設 ・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設 ・産業廃棄物の焼却施設の集じん施設					
6						
7						
備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車両は、原則としてその時点で登録している車両を全て記載してください。車両を追加したい場合は、変更許可申請とは別に変更届を提出してください。

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者または使用者	備 考
1	ダンプ	岩手001 あ 11-11	10000kg	岩手県株式会社	
2	ダンプ	宮城001 い 22-22	10000kg	〃	
3	キャブオーバ	岩手001 う 33-33	4000kg	〃	
4	キャブオーバ	宮城001 え 44-44	2000kg	〃	
5	バン	宮城001 え 55-55	2000kg	岩手市株式会社	賃貸契約書あり
6	脱着装置付コンテナ専用車	岩手110 お 66-66	3000kg	岩手県株式会社	
7					
8					
9					
10					

使用権原を有する者を記載してください。

自動車検査証の「最大積載量」を記載。

自動車検査証の「車体の形状」を記載。

庸車（車検証上、申請者の使用権限が確認できない）の場合、使用権原を証する契約書の有無等について記載の上、当該書類の写しを提出してください。

事務所の所在地

岩手県盛岡市内丸10番地1

(岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90)

駐車場の所在地

岩手県花巻市花城町1番41

※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ドラム缶	汚泥、廃油	〇〇ℓ	〇個
フレコンバッグ	燃え殻、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	〇〇m ³	〇枚
コンテナ	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等	〇〇m ³	〇台

新たに追加する品目の運搬に使用する容器を記載してください。

品目の追加に伴い「容器」の追加もあれば従前に追加して記載してください。
この場合には、容器の写真提出も必要となります（後掲）。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

- ・ 申請書第1面の記載と整合させること。
- ・ 積替保管を行わない場合は「**該当なし**」と記載。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

追加品目ごとに、運搬車両の名称を記載してください。

・車両毎の用途

収集運搬車両6台を使用し、それぞれの産業廃棄物を運搬する。

ダンプでは、がれき類を運搬する。

キャブオーバでは、汚泥、廃油、木くず、繊維くずを運搬する。

脱着装置付きコンテナ専用車では、燃え殻、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を運搬する。

ただし、容器に収納しないものについては1台の車両につき1種類の産業廃棄物を運搬するものとし、1台の車両で複数の種類の産業廃棄物を運搬する場合は、容器に収納する等の混和防止策を講ずる。

・業務を行う時間、休業日

原則午前8時から午後5時までの業務とする。

休業日は年末年始、盆期間、土曜日、日曜日及び祝祭日とする。

収集運搬業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載してください。

従業員数内訳

日付の記載を忘れずに記載してください。

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3	1	1		6	8 (内1名 運転手兼任)	1	19
人	人	人	人	人	人	人	人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がある場合は、申請書第2面にも記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替え施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

追加する産業廃棄物の種類ごとにどのような措置を講ずるか具体的に記載してください。

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ ダンプ及びキャブオーバでの運搬に際しては、容器をロープで固定し、荷台にシートをかぶせることにより落下等を防止する。
- ・ 容器等の運搬施設に劣化、破損等がないことを使用前に確認する。
- ・ 1台の車両で複数の廃棄物を運搬する場合、運搬容器に入れ、混和を防止する。
- ・ それぞれの廃棄物の性状に応じ、以下のとおり適切な措置をする。

種類	措置
燃え殻	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
廃油、汚泥	ドラム缶又はペール缶に収納、密閉したうえで、ロープ等で固定しシートがけをする。
木くず、繊維くず、がれき類	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
石綿含有産業廃棄物	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等	コンテナに収納し、破損しないように運搬する。
その他の産業廃棄物	特性に応じてシートがけを行うことにより、飛散流出防止を図る。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

《積替え保管がある場合》

積替え後の運搬先が定められている産業廃棄物を、適切に保管できる量を超え、又は性状に変化が生じないうちに搬出する。

《積替え保管がない場合》

積替え保管を行わない。

岩手県内に県外において発生した産業廃棄物を搬入、または、岩手県内の産業廃棄物を県外に搬出する場合の必要手続きについて記載してください。

(3) その他

県外において発生した産業廃棄物を岩手県内の処分場に運搬する際には、排出事業者と岩手県の間で事前協議の終了後、搬入する。

また、岩手県内の産業廃棄物を搬出する場合は、搬出先を管轄する自治体において事前協議等条例で定められている手続きが必要か確認し、必要な場合は事前協議終了後に搬出する。

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	石綿含有産業廃棄物
・扱う品目により、容器も追加する場合は提出してください。 注意事項 ・容器の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮 影	年 月 日

(第8面)

※事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

※…この様式にはこれから収集運搬を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。

すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		10000
	土 地	3000
	事務所	
	収集運搬車両	2000
	積保施設	5000
調 達 方 法	自 己 資 金	5000
	借 入 金	5000
	(借入先名)	岩手県庁銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。

$$3000 + 2000 + 5000 = 10000$$

・「調達方法の合計」＝「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。

・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

第9面は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用) 令和○年○月○日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	岩手県庁銀行 (普通預金)		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		資産の合計金額を記載してください。	
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

(日本産業規格 A列4番)

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員及び政令使用人等を確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住 所 岩手県盛岡市内丸 10 番地 1

氏 名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物収集運搬業（変更） 71,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

該当しない一方を二重線で
見え消ししてください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更 届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとお
り記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

F A X 番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

F A X 番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載され
ている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	代表取締役 岩手 一郎 取締役 岩手 二郎 取締役 岩手 四朗（新任） 監査役 岩手 花子 詳細は新旧対照表に記載	代表取締役 岩手 一郎 取締役 岩手 二郎 取締役 岩手 三郎（退任） 監査役 岩手 花子 詳細は新旧対照表に記載

変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人		・役員変更の場合は新旧対照表必須。 ・退任される役員が株主の場合は、継続か譲渡が 分かるよう株主新旧対照表をつけてください。	
（ふりがな） 名 称			
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人 の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）			
（ふりがな） 名 称	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
いわて しろう 岩手 四郎	S. 2 0 . 6 . 6	岩手県北上市水沢区大手町 5 番地 4	
	取締役	岩手県北上市水沢区大手町 5 番地の 4	

廃止又は変更の
理由

備考

- この届出書は、廃
止の規定により登記
- 各欄にその記載事
し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

・住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。（氏
名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。
内丸 10-1 のように省略しないこと。番地において、”の”の有無を確認
すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。）
・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名（ある場合）、本籍欄
に国籍を記入してください。
・ふりがなも忘れずに記入してください。

は第 2 号
載

役員新旧対照表

[illegible]

変更前・変更後の役員全員が記載されたものを提出してください。

該当しない一方を二重線で
見え消ししてください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとお
り記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

FAX番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

FAX番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業許可証に記載されている、
許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	車両 2 台増車、2 台廃車 合計 20 台 岩手 001 あ 5350（増車） 岩手 001 あ 5451（増車）	合計 20 台 岩手 001 あ 3453（廃車） 岩手 001 あ 3454（廃車）

変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）

（ふりがな） 名 称	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の
理由

老朽化した車両を入れ替えたことによる車両の変更。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 1 0 日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

車両新旧対照表

	車両番号	区分		
		新規	継続	廃車
1	岩手 001 あ 1231		○	
2	岩手 001 あ 1232		○	
3	岩手 001 あ 1233		○	
4	岩手 001 あ 1234		○	
5	岩手 001 あ 1235		○	
6	岩手 001 あ 1236		○	
7	岩手 001 あ 1237		○	
8	岩手 001 あ 1238		○	
9	岩手 001 あ 1239		○	
10	岩手 001 あ 1241		○	
11	岩手 001 あ 1242		○	
12	岩手 001 あ 1243		○	
13	岩手 001 あ 1244		○	
14	岩手 001 あ 1245		○	
15	岩手 001 あ 1246		○	
16	岩手 001 あ 1247		○	
17	岩手 001 あ 1248		○	
18	岩手 001 あ 1249		○	
19	岩手 001 あ 5350	○		
20	岩手 001 あ 5451	○		
	岩手 001 あ 3453			○
	岩手 001 あ 3454			○

変更前・変更後の全車両を記入してください。
区分欄の該当項目に○印を記入してください。

該当しない一方を二重線で
見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとお
り記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

FAX番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

FAX番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載され
ている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	岩手県株式会社（新任） 岩手 花子 岩手 四郎（新任） 詳細は新旧対照表に記載	岩手 花子 詳細は新旧対照表に記載

変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

株主変更の場合は新旧対照表必須

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所
いわてけんかぶしきがいしゃ 岩手県株式会社	岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

法人登記事項証明書どおり記載し
てください。

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）

（ふりがな） 名 称	生 年 月 日	本 籍
いわて しろろ 岩手 四郎	S.20. 6. 6	岩手県北上市水沢区大手町 5 番地 4
	株主	岩手県北上市水沢区大手町 5 番地の 4

住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。（氏名
等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内
丸 10-1 のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認す
ること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。）
・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名（ある場合）、本籍欄
に国籍を記入してください。
・ふりがなも忘れずに記入してください。

廃止又は変更の
理由

備考

- この届出書は、廃止又は
- 各欄にその記載事項のす
し、この様式の例により作

株主(出資者)新旧対照表

[illegible]

変更前・変更後の 5/100 以上保有株主（出資者）全員が記載されたものを提出してください。

該当しない一方を二重線で
見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり
記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

F A X 番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

F A X 番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載され
ている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する
変更
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	使用人の変更 岩手支店長 岩手 四朗 （新任） 詳細は新旧対照表に記載	岩手支店長 岩手 三郎 （退任） 詳細は新旧対照表に記載

変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主が		使用人変更の場合は新旧対照表必須。	
(ふりがな) 名 称	住 所		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更)			
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
いわて しろう 岩手 四郎	S.20. 6. 6	岩手県北上市水沢区大手町5番地4	
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢区大手町5番地の4	

住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内

廃止又は変更の
理由

備考

- この届出書は、廃止又は
- 各欄にその記載事項のす

住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。（氏名
等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内
丸 10-1 のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認す
ること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。）
・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名（ある場合）、本籍欄
に国籍を記入してください。
・ふりがなも忘れずに記入してください。

し、この様式の例により作

政令使用人新旧对照表

[illegible]

変更前・変更後の政令使用人全員が記載されたものを提出してください。
区分欄の該当項目に○印を記入してください。

該当しない一方を二重線で
見え消ししてください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとお
り記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

FAX番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

FAX番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載され
ている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ 変更 したの 本店と事務所が同じ場所の場合、併せて事務所の変更届
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定 け出が必要です。

	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 4 3 2 1 番 6 5、 8 7 番 9 0）
	本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市内丸 1 0 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 1 2 3 4 番 5 6、7 8 番 9 0）

変更した事項 『住居表示』で記載。地番が異 項第 2 「地割」、「番地」、「号」等は省
（変更内）なる場合は下に（ ）書きして 略しないでください。

くたさい。			
名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更)			
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由 業務都合により、本店所在地及び事務所を移転したため。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

新旧対照表	
本店所在地	
新	旧
岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1	岩手県盛岡市内丸 1 0 番地 1
事務所	
新	旧
岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 4 3 2 1 番 6 5、 8 7 番 9 0）	岩手県盛岡市内丸 1 0 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 1 2 3 4 番 5 6、 7 8 番 9 0）
事業場	
新	旧

事務所の所在地は住居表示で記載してください。住所表記と地番が異なる場合には住所表記の下に地番を（ ）書きしてください。

事業場の所在地は地番表記で記載してください。

該当しない一方を二重線で
見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職
印が必要。また、委任状（申請者の
押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとお
り記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してくだ
さい。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は
括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1

氏 名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

F A X 番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1

電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3

F A X 番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載され
ている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更 した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号 に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業の全部廃止	

変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）		
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の
理由

事業計画の見直しにより産業廃棄物収集運搬業を行わないこととしたため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 1 0 日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(岩手県許可) 産業廃棄物収集運搬業 許可申請書添付書類一覧 (法人用)		チ ェ ッ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請		
・	公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。	
・	様式及び添付書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。	
・	具体的な記載内容については、記載例と注意事項を参照してください。	
・	● …必ず添付が必要なもの	
・	△ …更新時、変更がある場合のみ添付が必要なもの	
・	※ …変更に係るものを添付	
・	－ …添付が不要なもの	

○ 様式及び添付書類

No	新	更	変	書 類 の 名 称	
1	●	●	-	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第六号 第1～3面)	
2	-	-	●	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第十号 第1～3面)	
3	●	△	●	(様式第六号の二 第1面)	【注意】更新時、従前から取扱いのある水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、取扱うことができる旨を許可証に新たに記載する場合、事業計画に関する書類の省略はできません。 〈事業計画の概要を記載した書類〉 詳細：注意事項第6.1参照 注)更新時、事業計画に変更が無いとして△印の書類を省略する場合には、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付してください。
4	●	●	●	(様式第六号の二 第2面)	
5	●	●	●	付近の住宅地図の写し(事業場)	
6	●	△	●	(様式第六号の二 第3面)	
				(積替え保管を行う場合) ＜新規・変更許可の場合＞ 事前協議を終了している施設については、事前協議結果通知の写しを添付することにより構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができます。詳細：注意事項第6.9(1)参照 ＜更新許可の場合＞ 施設に変更が無い旨を記載した書類(任意様式)を添付することにより省略することができます。(施設の現地確認に伴い、必要に応じて現況の図面等の提出を求めることがあります。)詳細：注意事項第6.9(2)参照	
7	●	△	●	(様式第六号の二 第4面)	
8	●	△	●	(様式第六号の二 第5面)	
9	●	-	-	収集運搬用車両の写真(様式第六号の二 第6面) (前面、側面の2方向から撮影したもの) 注1) 車両番号が明瞭に確認できること。 注2) 車両荷台側面がシート等で覆われていないこと(車体側面の表示が隠れないように)。 注3) 車両に他事業者の名称が表記されていないこと。 注4) 車両の側面に「産業廃棄物の収集運搬の用に供する車両である旨」、「事業者名」、「許可番号の下6桁以上」が表示されていることが明瞭に確認できること。 注5) 新規許可申請時には、注4)の写真に代え、表示案を提出してください。 (他県等で既に許可を取得している場合を除く。) 詳細：注意事項第6.2(2)参照	
10	●	-	-	車検証の写し(有効期間内にあるもの) 詳細：注意事項第6.2(3)参照	
11	●	-	-	賃貸借契約書の写し(車両を借用している場合) 詳細：注意事項第6.2(3)参照	
12	●	【注】※		収集運搬用容器の写真(様式第六号の二 第7面) 【注】水銀廃棄物の取扱いがある更新の場合、添付すること。	
13	●	●	●	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記した書面(様式第六号の二 第8面) 注)該当がない場合もその旨記載して提出してください。 詳細：注意事項第6.5参照	
14	●	●	●	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面(様式第六号の二 第10面) ※欠格要件については、別紙「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件チェックシート(提出不要)を御参照ください。	
15	●	●	●	定款(寄付行為)の写し及び法人登記事項証明書 注1) 定款は、代表者により原本証明されたものを提出してください。 詳細：注意事項第6.8参照 注2) 更新または変更許可の場合の法人登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。	

(岩手県許可)産業廃棄物収集運搬業 許可申請書添付書類一覧 (法人用)					チ ェ ッ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請					
No	新	更	変	書 類 の 名 称	
16	●	-	※	・事務所(契約事務等を行う場所)の不動産(建物)に係る不動産登記事項全部証明書 ・住宅地図の写し・法務局発行の公図 注)公図の写しに事務所の位置を記載してください。詳細:注意事項第6.3参照	
17	●	-	※	・事業場(駐車場・積替え保管施設)の不動産(土地)に係る不動産登記事項全部証明書 ・事業場に係る図面(平面図・見取り図)・住宅地図の写し・法務局発行の公図 注)公図の写しに事業場の位置を記載してください。また、地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。詳細:注意事項第6.3参照	
18	●	-	※	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合) 詳細:注意事項第6.3参照	
19	●	●	●	申請者又は役員若しくは政令使用人が受講した産業廃棄物収集運搬業許可講習会修了証の写し 注)有効期間は新規許可講習会5年、更新許可講習会2年(申請日時点において有効であること) 詳細:注意事項第6.4参照 注)新規許可申請の場合は原則新規許可講習会の修了証を提出してください。	
20	●	●	●	・役員、株主等に係る住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) 詳細:注意事項第6.12(6)参照 ◆(コピーは必要) ・登記されていないことの証明書(提出できない場合には、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください) ◆	
21	●	●	●	株主の法人登記事項証明書(法人株主がある場合) ◆(コピーは必要)	
22	●	●	●	・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表(直前3年分) 注1)設立間もない(直前3年分の決算書を提出できない)法人の場合は、設立後5ヵ年の事業計画書を提出してください。また、決算書を全く提出できない場合は、加えて法人の預貯金残高証明書も提出してください。 注2)最新決算期において債務超過となっている法人は中小企業診断士による診断書を提出してください。 詳細:注意事項第6.10参照 注3)最新決算期において繰越損失がある場合は、事業改善計画書を提出してください。 詳細:注意事項第6.11参照	
23	●	●	●	税務署発行の法人税納税証明書「その1. 納税額証明用」(直前3年分) 詳細:注意事項第6.6参照	
24	●	-	-	他県等で取得している許可証の写し(他県で許可を有している場合) 注)最新のものを1自治体分提出してください。	
25	●	△	●	収集場所を管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (収集場所が他県の場合)	
26	●	△	●	・運搬先を管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ・予定搬入事業場の産業廃棄物処分業許可証の写し	
27	●	△	●	盛岡市の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(盛岡市に積替え保管の許可を有する場合)	
28	●	●	●	委任状(行政書士が代理人として手続を代行する場合) 注)申請書第1面にも行政書士の記名と職印の押印をお願いします。	

◆…先行許可証により省略できる書類(以下を提示できる場合に限る)

申請時より1年以内に発行された

①産業廃棄物処理業許可証の原本 又は ②産業廃棄物処理施設設置許可証の原本

ただし、①又は②については、先行許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの。

なお、本籍地の確認のため、住民票の写し(本籍地記載のもの)のコピーを各人分添付する必要があります。

また、法人株主がある場合は本店所在地の確認のため、株主の法人登記簿謄本のコピーの添付が必要です。

収集運搬業許可申請にあたっての注意事項

第1. 申請について

担当者が不在の場合もありますので、来庁の際には予めご予約をお願いします。

第2. 申請窓口について

○ 広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター(以下、「広域振興局等」とします。)

- ・岩手県内事業者(盛岡市内を除く。)
- ・本店又は支店等の事務所又は処分業等の事業場を有する場合
- ・積替え・保管施設を有する場合

○ 資源循環推進課(県庁 11 階)

- ・岩手県外の事業者
- ・盛岡市内に事務所を有する事業者(積替え・保管施設を有する場合を除きます。)

※盛岡市のみで積卸しをする場合、又は、盛岡市内で積替え・保管行為を伴う場合は盛岡市への申請が必要です。別途確認してください。

第3. 申請に必要なもの(申請書類)

1. 申請書(事業計画の概要を記載した書類等を含みます。)

- (1) 申請書類の提出部数は、資源循環推進課及び広域振興局に提出する場合は1部、保健福祉環境センターに提出する場合は正副1部です。
(提出用とは別に、保管用に控えを1部作成してください。)
- (2) 申請書類はA4サイズの二つ穴ファイルに綴じて提出してください。
- (3) 申請書類は片面印刷で提出してください。

2. 添付書類(詳細は添付書類一覧表をご確認ください。)

3. 申請手数料(申請手数料一覧をご確認ください。)

4. 申請担当者の本人確認書類(名刺等)

※許可証の発送を希望する場合は切手を貼付した返送用封筒もあらかじめ用意してください。

第4. 審査について

1. 提出いただいた申請書類については、提出時に窓口で形式審査を行います。

(書類の記載漏れ、添付書類の提出漏れの有無等。)

2. 積替え・保管施設を設ける場合は、**事前協議が必要**となるため、あらかじめ申請窓口にご相談ください。なお、申請後に施設設置場所を管轄する広域振興局等の職員が施設の調査を行います。

3. 受理した申請書類の審査において、必要な書類等の追加提出をお願いする場合があります。

第5. 許可申請書の記入上の留意事項

1. 次の事項及び記載例を参考のうえ法定様式(岩手県の HP よりダウンロード可能)に記入してください。

2. 申請日は、空欄で持参し、申請時に書き込んでください。

3. 電話番号は処理業の窓口になる番号を記入してください。

4. 事業の範囲は、積替え保管を行うかどうか明記してください。

(「積替え、保管を含む。」、又は「積替え、保管を除く。」)

5. 「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」3品目すべてを取扱う場合、自動車等破砕物を取扱うかどうかを明記してください。

(「自動車等破砕物を含む。」、又は「自動車等破砕物を除く。」)

6. 石綿含有産業廃棄物を取扱うかどうかを明記してください。

(「石綿含有産業廃棄物を含む。」、又は「石綿含有産業廃棄物を除く。」)

7. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取扱うかどうかを明記してください。

(「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。」「水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。」「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。」等)

8. 押印は委任状、経営診断書以外は不要とします。

第6. 添付書類作成にあたっての留意事項

1. 事業計画の概要を記載した書類

(1) 廃棄物の種類は、法令に基づく廃棄物の種類を記入してください。

1	燃え殻	11	がれき類
2	汚泥	12	ばいじん
3	廃油	13	紙くず
4	廃酸	14	木くず
5	廃アルカリ	15	繊維くず
6	廃プラスチック類	16	動植物性残さ
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物
8	金属くず	18	動物のふん尿
9	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	19	動物の死体
10	鉱さい	20	産業廃棄物を処分するために処理したもの

※処分先の処分内容及び運搬許可内容により品目限定が付されることがあります。その場合には、限定条件についても正確に記載してください。

※岩手県内に他都道府県から産業廃棄物を搬入する場合には条例で制定する搬入条件を満たすもののみ受け入れ可能です。詳細については資源循環推進課までお問い合わせください。

(2) 予定排出事業場が、工事現場等で特定できない場合は、排出事業者の所在地に加えて、「(岩手県内各工事現場)」と記入してください。

(3) 予定運搬先が他県又は盛岡市の処理業者の場合は、当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者の処分業の許可証の写しを添付してください。

2. 車両に関する書類

(1) 運搬車両

- ・土砂等運搬禁止車両では、がれき類、鉱さいは運ぶことができませんので、注意してください。
- ・感染性産業廃棄物を運搬する場合は、保冷車又は荷台に屋根の付いたバンタイプの車両としてください。
- ・緑ナンバーの車両を賃借して使用することはできません。
- ・同一車両を複数の事業者によって重複使用(二重登録)することは認められません。

(2) 車両等の写真

- ・前面、側面の2方向から車両全体を撮影した写真を提出してください。(車両の一部のみの写真不可。)
- ・ナンバープレートは車両番号及び文字すべてが明瞭に確認できる写真を提出してください。(例:「岩手 000 あ 00-00」すべて明瞭に読取れるもの。)
- ・車両の荷台及び車両側面がシート、あおり等で覆われていない写真を提出してください。(注:車両に他事業者の名称が標記してある車両の使用は不可。)
- ・車両の側面に「産業廃棄物収集運搬車」、「事業者名」、「許可番号(下6桁以上)」が表示され、かつ全ての文字、数字が確認できる写真を車両ごとに提出してください。
- ・カラー写真で提出してください。

(3) 車検証の写し

- ・他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書等の写しも添付してください。(名義貸しの内容とならないこと。また、使用権原に制約がなく、継続的に使用できること。)
- ・許可の申請の日に有効期限内であること。
- ・運搬施設が船舶の場合、車検証に替えて、船舶の写真(船名が確認できるもの。)、船舶国籍証書、船舶検査証書、積載量を証明する書類(積載重量トン鑑定書等。)及び海運業を証明する書類(内航定期傭船契約書等。)を添付してください。

3. 事務所、事業場に係る法務局発行の公図および登記事項証明書について

- (1) 事務所: 産業廃棄物収集運搬業に係る契約事務を行う場所
- ・法務局発行の公図および建物の不動産登記事項証明書を提出してください。
 - ・公図もしくは公図の写しに事務所の位置を記載してください。(公図に示した事務所所在地が住居表示と異なる場合は、申請書の事務所欄にカッコ書きで地番を追記してください。)
 - ・住宅地図の写しを提出してください。(周辺のランドマーク等が含まれる地図がわかるもの。)
 - ・事務所建物を借用している場合には賃貸借契約書の写しを添付してください。
- (申請書第1面の事務所の所在地において、住居表示又は地番表示と整合が取れているものに限りします。)
- ・事務所建屋が登記されていない場合には、そのことについて説明が必要なため、事前に申請先の広域振興局等又は資源循環推進課へご相談ください。(別途提出頂く書類があります。)

- (2) 事業場: 産業廃棄物収集運搬車両の駐車場および積替え保管施設

- ・法務局発行の公図、土地の不動産登記事項証明書を提出してください。
 - ・公図もしくは公図の写しに事業場の位置を記載してください。
 - ・住宅地図の写しを提出してください。(周辺の地図がわかるもの。)
 - ・土地を借用している場合には賃貸借契約書の写しを添付してください。
- (申請書第1面の事業場の所在地において、地番表示と整合が取れているものに限りします。)
- ・地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。

4. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し

- (1) 次に掲げるいずれかの者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程(新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とします)を修了した者であることが必要です。
- 法人の代表者(個人である場合は申請者になります)
 - 法人の業務を行う役員(監査役、相談役、顧問、執行役員等は該当しません。)
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の10に規定する使用人。具体的には、本店、支店、事務所又は事業場(積替え、保管施設)の代表者であって、岩手県における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する使用人になります。

- (2) 講習については、次に掲げるものが有効です。

I. 新規許可申請の場合

- ・新規許可講習・・・許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
- ・更新許可講習(他県等で既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限りします。また、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の申請にあつては、同様に、他県等で既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合等に限りします。)

II. 更新許可申請の場合

- ・新規許可講習・・・許可の申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
- ・更新許可講習・・・許可の申請の日から起算して2年前までに修了したもの。

III. 変更許可申請の場合

- 直前の許可申請で添付したもの。
- ただし、講習会の修了者が退社等により不在の場合は、
- ・新規許可講習・・・許可の申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
 - ・更新許可講習・・・許可の申請の日から起算して2年前までに修了したもの。

- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会の修了証で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることもできます。

※処分課程で、収集運搬課程を兼ねることはできません。

5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- (1) 新たに収集運搬業を始めるにあたり、資金を借入する場合は、融資証明書及び返済計画を添付してください。
- (2) 新たに資金を調達する必要がある場合は、その理由を明記してください。

6. 直前3年の法人税の納税証明書(法人の場合)

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されている必要があります。
- (3) 新規法人で、実績がなく3年分の納税証明ができない場合は、設立後5カ年の事業計画書を添付してください。

7. 資産調書、所得税の納税証明書(個人の場合)

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されている必要があります。
- (3) 直前3年間の納税証明書、源泉徴収票の写し、及び直前の預貯金残高証明書、固定資産評価証明書を添付してください。

8. 定款(又は寄附行為)の写し及び法人の登記事項証明書

定款(又は寄附行為)については、申請者により余白に原本であることの証明をしてください。(「この定款は、原本と相違ないことを証明します。」と「日付」、「代表者名」を記載してください。)

※組合、非営利法人等の場合は、代表理事以外の理事等の選出に係る総会の議事録の写しを添付してください。(代表理事等により、原本照合されたもの。)

※事業の目的に、産業廃棄物収集運搬業を営むことが確認できる記載があることが望ましい。

9. 積替え、保管施設を有する場合(積替え、保管を行う場合のみ)

- (1) 新規許可・変更許可申請の場合は、事前協議対象となるため、あらかじめ積替え保管場所を管轄する広域振興局等へご相談ください。
- (2) 更新許可申請の場合は「施設に変更が無い」旨を記載した書類(任意様式)を添付することにより積替え保管施設の構造を明らかにする図面を省略することができます。

10. 中小企業診断士または公認会計士の経営診断書

直近の決算書類において債務超過の場合には、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書が必要です。

- (1) 債務超過とは、自己資本比率[純資産合計を総資産合計で除して百分率で表したもの]が負の数値である場合をいいます。

- (2) 診断書は以下の基本的事項を含むものとしてください。

- I. 診断者の記名及び押印又は署名
- II. 債務超過に至った原因及び現状分析等
- III. 債務超過を解消するための事業改善計画(経営改善のための具体的な方策を記載してください。)
- IV. 事業改善計画に基づいて作成した今後5年間の収支計画書(各期ごとの売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外損益、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期利益、当期利益、繰越利益剰余金、純資産の部合計等の具体的な数値を記載したものとしてください。)

- (3) 診断書の作成の要否については、あらかじめ県庁資源循環推進課、広域振興局等にお尋ねください。

なお、今後5年間の事業の収支計画において、債務超過が解消出来ない場合には不許可及び許可取消処分になる場合があります。

収集運搬業許可申請にあたっての注意事項

11. 事業改善計画について

- (1) 直前期に繰越損失がある場合には、事業改善計画書が必要です。
- (2) 事業改善計画書は以下の基本的事項を含むものとしてください。
 - 繰越損失を解消するための事業改善計画(経営改善のための具体的な方策を記載してください。)
事業改善計画に基づいて作成した今後5年間の収支計画書(各期ごとの売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外損益、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期利益、当期利益、繰越利益剰余金、純資産の部合計等の具体的な数値を記載したものとしてください。)
なお、繰越損失を解消する期間は5年以内としてください。

12. その他

- (1) 郵送での受付はしていません。
申請は、資源循環推進課又は所管の広域振興局等で行ってください。(問合せ先参照)
- (2) 優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る更新許可申請を行う場合は、事前に、資源循環推進課又は所管の広域振興局等にご相談ください。
- (3) 法人の登記事項証明書、住民票の写し、成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、納税証明書、写真については、2部提出が必要な場合、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。証明書は、発行から3か月以内のものが有効です。
- (4) 添付書類は添付書類一覧表の番号順にそろえて提出してください。なお、車両の写真又は構造図及び車検証についても運搬車両一覧の記載順にそろえてください。
- (5) 更新申請は、許可期限の2か月前から行ってください。
- (6) 先行許可証の利用、すなわち、申請時より1年以内に発行された産業廃棄物処理業許可証又は産業廃棄物処理施設設置許可証の原本(許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの)を職員に提示することにより、**住民票の写し、登記されていないことの証明書、法人株主に係る法人登記事項証明書の原本提出を省略**することが可能です。ただし、本籍地及び本店所在地の確認のため、住民票の写し(本籍地記載のもの)を各人分及び法人株主がある場合には株主の法人登記事項証明書のコピーを添付してください。なお、発行の有効期限については、住民票の写し及び株主の法人登記事項証明書の氏名、住所、本籍地等が変更になっていない場合のみ、3か月以内に発行されたものでなくても構いません。なお、本籍地市町村に照会する必要上、本籍及び住所は正確に記載してください。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社が申請する場合、当該子会社を含む連結会社に係る(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、個別(又は連結)注記表及び法人税納税証明書「その1. 納税額証明用」(いずれも直前3年分)の提出を求めることがありますので、事前に資源循環推進課又は所管の広域振興局等へご相談下さい。
- (8) 登記されていないことの証明書を提出できない場合は、当該業務を適切に行うことができるであることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前に資源循環推進課又は所管の広域振興局等へご相談下さい。
- (9) 行政書士による代理・代行の場合は、記名及び職印の押印が必要です。(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)

13. 申請手数料

産業廃棄物収集運搬業	新 規	81,000円
	更 新	73,000円
	変 更	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新 規	81,000円
	更 新	74,000円
	変 更	72,000円

* 申請受付時に県証紙で納入していただきます。
(県証紙は県庁、広域振興局のある合同庁舎等で購入できます。)

収集運搬業許可申請にあたっての注意事項

第 7. 産業廃棄物処理業に関する問い合わせ先

窓 口	所 在 地	所 管 市 町 村
岩手県庁 岩手県環境生活部 資源循環推進課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5388	県外、盛岡市
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019-629-6563	八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、 矢巾町、紫波町、滝沢市
県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 電話 0197-48-2422	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局 保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 電話 0198-41-5405	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 環境衛生課	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 電話 0191-26-1412	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193-27-5523	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話 0193-64-2218	宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話 0192-22-9814	大船渡市、陸前高田市、住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194-66-9681	久慈市、洋野町、野田村、普代村
県北広域振興局 保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話 0195-23-9219	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村

○盛岡市内の行政担当機関

盛岡市 環境部 廃棄物対策課 指導係	〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 電話 019-651-4111(代表)	盛岡市
--------------------------	---	-----

○講習会の問い合わせ先

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
〒020-0023 盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 5F 電話 019-625-2201